

令和6年度八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会 議事録(要約版)

1 日 時 令和6年11月28日(木) 午前10時00分から12時00分まで

2 場 所 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場管理棟内会議室

3 出席者 委員12名(全委員14名)

4 議事内容

- ① 座長による開会
- ② 東京都島嶼町村一部事務組合事務局長の挨拶
- ③ 各委員の紹介
- ④ 議事内容の報告
 - (1) 焼却灰の埋立実績について
 - (2) 水質検査結果について
 - (3) 降水量等について
 - (4) 地下水下流井戸新設の検討について
 - (5) 照度・紫外線の測定等について
 - (6) 埋立期間延長等について
 - (7) 住民説明会の開催について
 - (8) ご質問及びご要望に対する回答について
- ⑤ 施設見学

5 意見交換

議題の説明を受け、以下の意見交換が行われた。

(1)(2)(3)について

委員

水質検査結果の資料で、ダイオキシン類が出たということと、砂の混入があったとのことですが、そのところの意味がよく分からないので、もう少し分かりやすく教えていただけるとありがたいです。

事務局

処理前の水は浸出水集水ピットで採水しておりますが、浸出水集水ピットは埋め立て地からまず一番最初に水が移送される水槽ですので、砂や土がたまりやすい槽になっております。定期的に槽内清掃を行っていますが、採水時に砂の混入があり、ダイオキシン類が砂に付着しやすい物質であるため、砂の混入からダイオキシン類の値が出てしまったものです。

委員

砂の混入が無かった場合、ダイオキシン類の数値はどれぐらいになりますか。

事務局

砂の混入が無ければ数値はゼロになります。

委員

数値がゼロということがあり得るものなのでしょうか。

事務局

ダイオキシン類の物質自体は検出されますが、毒性等量値としてゼロになります。

委員

イメージでは自然界に存在しないものであり、焼却場で処理されるため、処分場には来ないものと思っていましたが、処分場でダイオキシン類が検出されることに驚きました。ごみ焼却場のダイオキシン類除去能力が100%ではないというのが新しい認識です。

事務局

ダイオキシン類は、焼却の過程で特に低温でじっくり燃やすと発生する物質になっております。そのため焼却施設で焼却灰を薬品によって固めて飛散しないようにしております。処分場に埋立後、自然の日光により分解がされますが、一部、覆土等に吸着されたものが集水ピットに入ってくるため、ダイオキシン類が検出されたものと考えられます。混入した砂等は埋立地へ戻すため、施設外に出ることはありません。

委員

この処分場の埋立地写真で、雨水がいっぱいになっている写真を見たことがあります。そのような状態では100%安全だと思っていたものが、そうでもないのではないかと思いました。

事務局

令和4年度に大雨対策を盛り込んだ埋立計画を策定しており、埋立方法の工夫等により対策を図っております。

委員

今年度の焼却灰の発生量が多いように思いますが、何かあったのでしょうか。今後も増える見込みなのでしょうか。

事務局

新クリーンセンターの建設に伴い、一時的に焼却灰を保管していたものを今年度に受け入れたため一時的なものとなります。

委員

水質検査結果の資料で数値が大きく出たもの等は、赤字や注釈があるとうれしいです。

事務局

承知しました。

(4) について

委員

下流側井戸新設の検討で、150ミリ口径とあるが、どのように汲み上げるのでしょうか。

事務局

専用の採水器かポンプ設置等を検討しております。

委員

新しく設置する場所に地下水が流れているという確認の下で場所を決定したのでしょうか。地下水がなかったら意味が無いのではないのでしょうか。

事務局

現段階では予測の範疇となっております。

委員

設備が整ってくるのはよいことと思いますが、上流と下流の水脈がつながっていることが大前提で、その2つの水質の違いを測定することによって汚染を発見する仕組みのはずです。上流と下流の水脈がきちんとつながっていないと意味が無いと思います。新設置するのであれば、きちんとしたシステムとして、島民の心配ないような水質モニタリングが第一条件になってくると思うので、今の説明だと下流の水さえ見つかればよいといった感じに思えます。

委員

着工とかはいつから始まる予定ですか。

事務局

決まっていません。この資料も一つの案です。

委員

あくまでも案という話ですよ。これ以外の方法で、新しい水質調査の方法も考える可能性があるということですか。

事務局

設置場所の検討を重ねていこうと思っています。また、現在ある下流井戸に関しても測定を継続し、新たな井戸でも追加で測定する等を考えております。加えて測定回数も検討しております。その他では、漏水検知の設置です。遮水シートが埋まっている部分に関しては難しいところですが、露出している部分に関しては設置が可能ですので、そういったことも検討の一つとして考えております。

委員

今の井戸の他にもう1つ井戸を造っていただいて2カ所になればありがたいと思います。意味が無いというようなこともおっしゃいましたけれども、下流域に2つもあれば十分ありがたいと思います。

委員

以前の運営協議会で、井戸を掘ってほしいとの要望があったことは知っています。決断をしてくださってありがたいことだと思っておりますが、だからこそちゃんとした所に掘っていただきたいという思いがあります。じっくり時間をかけて調査をやっていただきたい。

委員

100%水を掘りあてるとするのは、なかなか難しいですね。

事務局

調査にも限界があります。ただ、調査をしっかりとより良いものにしていきたいという考えであります。

委員

調査していいものを造るところは大賛成です。

委員

ただ100%はないです。

委員

上流と下流の水脈が同じであるということが大前提であって、いくら新しく井戸を掘っても、水質の差をどうやって見ていくかが問題なのです。水脈が同じ所で検査するのが当たり前のことだったと思います。下流側に井戸を複数造り、そこで数値が上がったら危険だというような判断をする方法がよいのかもしれないが、下流側に井戸を複数造れない。ですので、上流井戸と下流井戸の機能というものを根本的に考えたほうがよいと思います。

委員

シートが破れた場合の検知システムとしては、地下水モニタリングピットがあるので、下流井戸の役割を考えた場合、同じ水脈ではなくても意味があると思います。もう1つ井戸を造っていただければとてもありがたいと思います。

委員

万が一のことを考えれば、何十本か下流側に井戸を並べて扇状にすればよいのではないかと思います。どういった水脈になっているのかということが、検査していないから分かっていないのです。最初にどういった水の流れがあったのかが分かっていない中で、下流と上流の井戸2つの変化を見ましょうということであったので、井戸が1つ増えればよいことですが、現実問題としてもっとしっかりやるのであれば、下流域を井戸で覆うような形にしない限り、水脈がどう流れているのかが全然分からないのです。

委員

一組さんから、この処分場を守るために水質調査をやっており、それは上流と下流の水を2つ比べることによって発見するというような説明がありまして、それをやっていくということであったのです。今になってその上流と下流の水脈の関係は、結局アセスメント調査をしてないので分からないわけです。地下の水がどうつながっているのかということは、ここにいる誰も分かっていないのです。

事務局

今、詳しい調査報告を説明できませんが、アセスメント調査ではありませんが、地下水の調査は行っております。

委員

今後の水質調査に関しては、これを進めると同時に、水脈を熟視していくことがみんなの安心・安全につながっていくようなものだと思うので、くれぐれもよろしくをお願いします。

委員

延命と言われてますが、井戸の新設を島民に 2,600 万円の費用が掛かるということの説明した上でないと、島民がこの状況を知らないで着工を始めるというのはどうなのかなと思います。

事務局

井戸の新設は決定しているものではなく、検討段階のもので。また、別の案になる可能性もありますので、今の段階では皆さんに広報に載せてお知らせする段階ではないです。大きな工事ですので、実施するとなりましたら、広報等でお知らせさせていただければと考えております。

(5) について

委員

資料 5-1 の紫外線の記録ですが、晴天の日しか測定しませんでしたというのは、間違いだと思います。紫外線は曇りの日でもあります。それを基にあと 70 年大丈夫ですという計算は根拠がないことで全く信用できません。対策のもう 1 枚遮光シート掛けますということには大賛成ですが、この数字を見て安全ですとは言えないので、この照度と紫外線の記録はゼロにして、もう一度やり直して、次回出してくださいと思います。

延長はよいと思うのですが、ものが壊れるということはあることで、物理的に壊れるものはどんどん対策していかないといけないのです。そういうことに費用を掛けるべきだと思います。安全に対して費用を掛けてもやりましょうと言ってくださいと思います。

事務局

曇りの日に関してのご意見は参考にさせていただき、データの取り方等一度検討したいと思います。八丈島観測所でも日射量を測定しておりますので、そちらとの比較で実施しております。また、そのデータを基に定期的に行う予定であります遮水シートの耐候試験における参考資料としても活用できればと考えております。

委員

資料 5-1 と 5-2 ですが、紫外線の測り方がしっかりしていないので、遮水シートの耐久性についての数字が適切なものとは言えません。この遮水シートが大丈夫なことに基いて、延長案が出ていると思うのですが、まず、この紫外線の測定がしっかりできていないので、暴露量が違ってくると、その遮水シートの使用期限とかどこまで大丈夫かというところが、もう一回計算し直さないといけないので、これによると本来は遮水シート 30 年だけど、今の暴露量だったらもっと長持ちすると書いてあるのですが、この計算自体が違うことになるので、そもそも安全性が保てないということになるのではないかなとこのデータを見る限り思います。

事務局

資料 5-2 遮水シート特性変化率のグラフと写真になりますが、こちらのデータは八丈島気象観測所のデータを使用して算出した結果になっております。今後は資料 5-1 にございます現場での測定データ等でも計算して、比較していきたいと考えております。雨量計同様に現地と気象観測所のデータで若干異なりますので、今後データを蓄積して検討したいと思います。また、自動計測機の導入も検討いたします。

委員

曇天や雨の日の場合も想定した紫外線の暴露量ではなく、あくまでも晴天時のみの紫外線だけで暴露量を測ったということですか。

事務局

実際に曇天の日に測定しゼロの数値結果が出たので、曇りの日はゼロであるという認識でしたが、ただいまのお話では曇りの日でも十分に紫外線量はあるということでしたので、機械精度の問題もありますので、見直したいと思います。

委員

希望としてですが、同じような問題で雨量計もそうだったのです。最初は無くてもお願いして雨量計を付けてもらった経緯があったので、できればこの照度、紫外線も将来的には、人の手、土曜日・日曜日は休みだから測定しないやり方ではなく、自動で計測できるようなものを入れていただきたく思います。

(6) について

委員

延長をどれぐらい見込んでいるのですか。

事務局

現在のペースで埋立が進んだと想定した場合、令和 65 年を目途にしております。ただ、こちらの年数に関しましては、先ほどご説明いたしました、人口の推計や災害の発生等によっても前後いたしますので、随時更新させていただきたい考えです。

委員

令和 65 年という年数は、北域 4 島の分は含まれてない場合ですか。

事務局

はい。

委員

令和 65 年まで延長しますと言われて、わかりましたと言う人は誰もいないと思います。今聞いているのは、10 年を目途に延長をしたいとか、20 年を目途に延長をしたいとか、この議題に上る延長のことを聞いているのであって、さすがにそんなに先のことまで我々が決めてよい問題ではないだろうし、ある程度、物理的な問題もあるし、今回これぐらい延長を見越しています。それで、その次の結果をもってまた再延長を行うというのが、10 年なのか、20 年なのか、5 年なのかというところを

知りたいわけで、令和 65 年まで延長をしますというのは、質問と答えがすれ違って
いるような気がするのですが、その辺いかがでしょうか。

事務局

全国的にも延長している処分場が増えておりますが、その年数の決定方法としま
して、何年まで埋立が可能かというのが一般的になっておりますので、令和 65 年と
したものです。

委員

今回、住民説明会を行って、仮に延長するとなった場合に、何年度までを延長の
期間とするのかを教えてください。令和 65 年までというのは、判断としてすごい
難しい部分があるのかなと思います。

事務局

大島処分場におきましても、埋立可能年数で延長期間を設定させていただいたと
ころです。ただし、年数に関しましては、人口減少、災害廃棄物等でその都度大きく
前後するところですので、その場合におきましては、改めて設定し直す必要があり
ます。

委員

今の説明ですが、一組からの説明ではそこまで可能だという話であって、容量と
してここまでは入りますということだけです。今後、私たちはごみをどうやって減
量していくか、どういう無害化の方法があるかというのも勉強して行って、その上
でこういうふうは無害化ができるのだからもう少し短くしましょうよというものを
提案していく、そのための場だと思っています。

委員

この埋立が可能であることと安全であることは別問題だと思うのです。ごみが埋
立地の上まで行き、ゲリラ豪雨や台風で雨が降ると満杯になり水があふれるのです。
このようにすれば安全ですからここまで延長しても大丈夫ですよ、もっと安全を考
えて本当は令和 65 年まで延長可能ですが、安全を含めて 50 年ぐらいいを目途にし
ています、さらにもっと安全を含めて 30 年ぐらいにします。そのように説明をして
いかないと、令和 65 年まで入りますから延長しましょうというのは駄目です。この
会議の意味がないです。我々はみんな死んでいるかもしれないし、その時、未来の
人たちに責任を負えというもおかしいです。5 年、10 年ごとに少しずつ状況も変わ
っていくし、この建物だって令和 65 年までには耐用年数が過ぎているでしょう。そ
ういうことも含めて考えていかないといけないと思います。今の時点で令和 65 年と
出されたら絶対反対します。署名運動でも何でもします。これはひど過ぎるご提案
ではないかと思うのですけれども。住民の感情を納得させるだけのデータとお話を
持ってきていただきたいと思います。

事務局

新しい技術や法律、その他種々要因によりまして、この年数は少なくともなります
し、場合によっては大きくもなります。この設定の方法で年数を決めたからここま
で必ずやりますとかそういった内容ではありません。一般的な方法で延長の届け出

をすることを考えております。必ずこの年数まで埋めるとかそういうお約束をする数字ではないとそのように考えております。

委員

そもそも何でこのような延命のことが議題になるのか、当初の記憶を少し思い返したいのですが、何でこのような大きな処分場が建ってしまったのか、人口に対してごみ量の予想がついたと思うのです。それが今、これしか埋まっていないみたいになり、次から次へと今の感じで、またさらに延長するみたいなことになっていくと思うので、まず当初のことをみんなで共有しておきたいです。次々とこういう提案が来ないように。処分場建設時に当初の計画よりも埋立率がゆっくりになるのではないかと考えた時、その中に何をを入れるかは島民の意見を聞かずして決めることは絶対ないとの説明を受けていたので、それが今日の説明を聞くと、空きがあるなら埋めるような感じにも聞こえます。とにかく、令和65年、令和自体がもうないと思うのですけれども、あまりにも不信感があると思います。もう一回みんなで共有しないと、延々と続く問題ではないかと思えます。当初の説明をもう一度お願いしたいです。

座長

一組が決めたことではなく、我々島しょ町村の議会議員の代表と町村長が合議体となって決めていることです。

事務局

当初計画を平成13年に策定しておりますが、平成7年から11年データを基に算出しております。当初は、南域・北域・中域に3つの処分場を造る予定でしたが、三宅島の噴火がございまして、北域と南域の2つでやっていこうという計画になりました。リサイクルの推進や人口減少により、焼却灰発生は減っていきまして、計画の見直しという議論が八丈島処分場建設当時にありましたが、中域がなくなったこと、三宅島の災害廃棄物の処理に懸念があったということで、縮小せずに当初の計画でそのまま進捗したと記憶しております。

委員

島民にこの話が全て行き渡ってから検討するのでしたら、検討の余地はあるかと思うのですけれども、いきなり令和65年というのは難しいので、できれば延長のネン刻むことが必要ではないかと思えます。

座長

運営協議会は延長何年を決める機関ではありませんので、意見として一組議会に取り上げていただければと思います。

委員

八丈町議会はどう関わっているのですか。

委員

八丈町議会から2名、こちらの委員になっています。先ほども説明ありましたが、6月に八丈町議会全員協議会を開催してもらいました。内容はアンケートと安全管理がメインだったので、この延長の話は特に出ていません。今これを受けて、またこ

ういう話があったということを議員の皆さんに報告して、それを受けて議長にも報告します。自分の意見として言えば、年数を刻むべきだと思います。なぜかといいますと、まず延長という話が一回あったわけですから、その後いきなり当初の埋立期間の何倍もの期間を延長するということが、普通に考えてあり得ない話ですので、最低限度延長してるわけですから、短い期間で3年なのか5年なのか、それを今決めていただいて、さらに延長していいのかどうかという議論は、そのタイミングですべきだと思います。最終的に一組議会の委員になっているのは議長と町長ですから、こちらから意見を言うことはできても最終的な判断はその2名から話していただくこととなります。また、八丈町の意見としてはそれであっても、他町村の委員の人たちが、多数決で延長するべきということになりましたら、そちらに流れてしまう可能性はありますけれども、八丈町の意見として言うことは可能だと思います。

委員

お願いします。

委員

もう一度、一組に議会の場に来ていただいて、説明していただくことも考えます。

委員

延長が前提でこういう提案がなされること自体が信じられないとってしまうのですが、一組さんでも考えていただいて、分かりやすいというか、納得できるというか、常識的なことを言っていただきたいと思います。

事務局

今、年数を刻むということですが、そのような届け出ができるのかは確認したいと思います。

委員

届け出の期限はいつですか。

事務局

期限はございませんが、当初の埋立期間が17年となっておりますので、まだ5年ありますが、埋立もできない、島外にも運べないということになりますので、非常に混乱します。少なくともその前には意思が決定していないと問題があります。

委員

あと5年あるので、別に今年申請しなくてもいいし、来年でも再来年でもいいわけだから、取りあえず今年は申請しないでとお願いすればよいのですか。

事務局

5年という期間が結構ぎりぎりではあると考えています。もし停止するとなれば、次の段階に移らなければなりませんので、5年で次のシステムを考えると、かなりぎりぎりの段階であります。

委員

説明の方法として、例えばここが幾ら費用が掛かったのか、また建てるとこれだけ費用が掛かるとか、住民負担も増えるとか、延長するとこんな感じ、延長しないとこんな感じ、そのような説明も必要なのではないでしょうか。まだまだ埋立容量があるし、今安全性も確認されているし、このまま行きたいと思うのですけれどもいかがでしょうかということでない、延長ありきですと、延長は絶対嫌だとは人は、絶対に駄目と言うと思うのです。住民の判断材料として、投げかけをしたほうがより納得を得やすいと思います。延長しない場合のことを考えれば、コンパクトな処分場をどこかに造ればそれで済むのではないのでしょうか、そうなった場合、住民税を上げないといけないから延長でよいとなるかもしれない、判断材料がなさ過ぎます。我々はよく分かっているからよいのですが、住民の皆様はよく分からないので、もっと分かりやすくといいますか、最終処分場がいかなるものなのかということから、今は安全に運営していますということも含めて、しっかりと説明していったほうがよい気がします。

委員

それは一組のやることではないのでは。延長するかしないかは、この町で最終処分場が要るか要らないかということから始まっているのですから、それを延長したらどうなる、費用が掛かる、また新しく造ったらどうなるということを決めるのは町であり、一組が今は運営しているけれども、この先もどうするかということは、町が頼まなければいけないことだと思います。

委員

民意で選ばれた町長と議員の中からのまたさらに議長という代表が八丈町の代表です。例えば、全住民の意見として反対が50%、50%が賛成だったとしても、それは民意で選ばれたその町長と議長の考えで決定します。それも各島しょ町村の全部の町村長と町村議会議長が決定権を持っているということで考えた場合に、全ての民意が、住民の意見が反映するとは当然限らないですが、今あるこの処分場に容量があって安全に進められるのでしたならば、当然その空き容量を使って埋めていくべきというのが一般的な考え方なのかと思います。ですので、処分場を新設するという考えではなく延長する。その期間については皆さんの意見に当然差異があるのでしょうかけれども、延長を前提で住民説明会も当然するべきだと思います。

座長

この最終処分場の運営協議会は何かを決定するものではなく、運営について疑義がある等、毎年委員のメンバーは替わるかもしれませんが、安全に運営されているのかをこの運営協議会の委員になった人たちが、数値や現場を見て確認する場であると思います。1年に1回は開催してくださいということも申し上げましたけれども、必ずそういう場を設けていただければ、この最終処分場が安全に運営されていることが確認できると思います。我々は運営委員の一人ではあり、決定権はないですが、意見として住民説明会なり、一組の議会なりでしっかりと説明していただければと思います。

(7) について

委員

住民説明会について、午後7時から9時の間ですが、冬の夜間は暗いので、昼間

と同じ施設見学会は可能でしょうか、

事務局

外灯はありますので、昼と同じとはいかないですが、お仕事されている方もいらっしゃると思いますので、夜の部も開催させていただきたいと考えています。

委員

今日皆さんが処分場に来る時も車の乗り合わせで来たぐらいです。おじゃれホールで開催するほうがいいと思うのですけれども、わざわざ処分場で開催する必要性、もちろん見学があるからということですが、何かもう少し皆さんに知らしめて、多くの方に理解していただく努力というが必要ではないのかなと思います。

委員

住民説明会は広報でのお知らせですか。

事務局

広報 11 月号と当組合ホームページでお知らせさせていただいております。

委員

老人の方がすごく多いので、やはり行きにくいと思います。処分場に来るのは大変だと思います。せめて公民館とか、あとは日曜日とか、そのようなことも考えないと伝わらないと思います。アンケートで 29 名というのはすごく少ない数字だと思います。これは関心が少ないというよりも、やはり宣伝の弱さとかそのようなことも問題だと思います。QR コードとかも分からない方もいっぱいいらっしゃいますし、そういうことも含めて宣伝とか知らせる方法の工夫が足りないのではないかなというの、常々思います。

事務局

おっしゃるとおりだと思います。SNS 等で発信してはみたもののあまり反応もなかったということもありましたが、今後、工夫していきたいと思います。

委員

ほぼ同じ意見ですが、やはりお年寄りが多い島なので、QR コードとか、山道の特に暗い中の移動とかはすごく大変なので、これをきっかけに一組さんが埋立期間の延長を検討していると書いてあるのですから、それを周知するためには、もっと集まりやすい場所、各地区で行うとかの工夫がないと駄目かなと思いました。ですので、今回、住民説明会に今 3 名しか参加の申し込みがないとなっておりますけれども、それを島の総意とか、関心の低さみたいに額面どおり受け取られるのは非常に心外であるというか、これをきっかけに開けた対話を島内で求めていってほしいと思います。

(8) について

委員

資料 8 について、「遮水シートの損傷部分の調査も定期的実施することで対応したい」と書いてあるのですが、定期的というのは具体的にはどう考えているのでしょうか。

事務局

埋立が一段上に行く段階で重機による損傷有無の検査を行いたいと考えております。2～3年に1回となる見込みです。

委員

資料8について、「新たな処分場を整備するには財政負担が極めて大きく、地理的な問題や国立公園の地形などの条件があるため・・・」と書いてあるのですが、先ほど処分場の新設は町の話だとのことのご意見があったのですが、こういうことも一組さんで出しているということは、住民説明会の際には、ある程度の質問に対して答えられるような形にしておいたほうがよいと思います。全て、町の対応の問題だからというふうに振られてしまうと、住民も困ると思います。

以上